

第23回教育研究評議会議事要録

- 1 日時 平成17年6月23日(木)午後1時30分
- 2 場所 大会議室
- 3 出席者 野上学長
鈴木、北村、眞山、西島、西田、守殿、坂本、松島、林原、宗像、横山、吉岡、和田、朴木、青木、武田、富宅、樋口、薄井、林、森本、中村、内田、井上、杉田、久保、瀧澤、山田、月村、中谷、入谷、滝川、櫻井、金井、古賀、前田、片岡、多淵、福田、前川、田淵、片山、高橋、須藤、山地、春日、鍋木、大前、堀尾、中西、中川の各評議員
- 4 欠席者 大津留、向井、下村、馬場の各評議員
- 5 オブザーバー 赤塚監事、富永分子フォトサイエンス研究センター長
- 6 議事要録の確認
平成17年5月26日開催の第22回教育研究評議会の議事要録について確認した。
- 7 議事

審議事項

(1) 神戸大学諸規則等の改正等について

大学教育推進機構が設置されることに伴う関係規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、承認した。

- ① 国立大学法人神戸大学教育研究評議会規則の一部改正
- ② 国立大学法人神戸大学部局長会議規則の一部改正
- ③ 神戸大学評価委員会規則の一部改正
- ④ 神戸大学大学教育委員会規則の一部改正
- ⑤ 神戸大学保健委員会規程の一部改正
- ⑥ 神戸大学附属図書館審議会規則の一部改正
- ⑦ 神戸大学将来計画委員会規則の一部改正
- ⑧ 神戸大学施設マネジメント委員会規則の一部改正
- ⑨ 神戸大学鶴甲学生生活委員会及び鶴甲夜間主コース学生生活委員会規則の一部改正
- ⑩ 神戸大学スペース・コラボレーション・システム事業実施委員会規則の一部改正
- ⑪ 神戸大学入学試験研究委員会規則の一部改正
- ⑫ 神戸大学附属図書館運営委員会規程の一部改正
- ⑬ 神戸大学教務委員会規則の一部改正
- ⑭ 神戸大学入学試験委員会規則の一部改正
- ⑮ 神戸大学全学教育等専門委員会規程の一部改正
- ⑯ 神戸大学留学生センター運営委員会規程の一部改正
- ⑰ 神戸大学国際コミュニケーションセンター規則の一部改正
- ⑱ 神戸大学国際コミュニケーションセンター教授会規則の一部改正

(2) 平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告について

報告書の構成及び自己評価の状況について説明があり、審議の結果、承認した。

また、経営協議会及び役員会で決定の上、文部科学省へ報告することとした。

(3) 平成16事業年度事業報告について

国立大学法人神戸大学事業報告及び平成16年度財務諸表（貸借対照表、損益計算書、平成16年度財務諸表の補足資料及び当期の損益分析について）について説明があり、審議の結果、承認した。

また、経営協議会及び役員会で決定の上、文部科学省へ報告することとした。

(4) 平成18年度事業計画について

平成18年度事業計画について各部局から要求のあった「組織の廃止転換・再編成等」、「特別教育研究経費」及び「施設費等」について、報告があった。

大学としての要求等については、文部科学省との折衝もあるので、学長一任として承認した。

(5) 神戸大学情報データベースについて

神戸大学情報データベース構築のための個人情報取得及び利用に関する承諾について説明があり、審議の結果、承認した。

なお、教員が虚偽のデータ入力した場合の法的責任の所在について質問があり、顧問弁護士に確認の上、後日回答することとした。

(6) 国際交流推進本部の設置について

国際交流推進本部の設置について説明があり、審議の結果、承認した。

なお、事務室は事務局2階国際・研究協力部に置くこととした。

(7) 議事録の公表について

教育研究評議会の議事要録をホームページ上で公表することについて提案があり、審議の結果、承認した。

なお、7月開催分から公表することとした。

報告事項

(1) 大学教育推進機構全学共通教育部長の選考結果について

大学教育研究センター長堀尾尚志教授を、大学教育推進機構全学共通教育部長に選任した。任期は平成17年7月1日から平成19年3月31日まで。

(2) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業案の概要について

申請は専攻又は専攻の組み合わせで、各部局からの申請件数は、自然科学研究科及び医学系研究科は2件以内、他の研究科は1件以内とする。大学からの申請は3から5件程度に絞る予定。補助金は事業費の全額が支給されないため、不足額の半分は大学負担とし、残りは申請部局の負担とするとの報告があった。

(3) 大学院の教育改革計画の策定・公表について

大学院の教育改革計画を策定していくことになる。各研究科において「大学院教育振興プラットフォーム（仮称）」について検討を依頼し、秋に計画内容について執行部でヒアリングを行うとの報告があった。

(4) 国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長会議について

人事院勧告による国家公務員給与の5から8%カットに関して、文部科学省は運営費交付金の減はないと断言しているが、法人法等から人事院勧告の影響は避

けられない。

国立大学協会は、参考となる給与表の作成を9月をめぐりに日本人事行政研究所に依頼しているとの報告があった。

(5) 大学病院を有する国立大学長の会について

今のフレームであれば、病院がどんなに努力しても、財政的に厳しい。附属病院を持つ国立大学長は結束して関係当局にアプローチすることを決定していることの報告があった。